

原議保存期間	5年（平成37年3月31日まで）
有効期間	一種（平成37年3月31日まで）

警視庁生活安全部長 殿
各道府県警察本部長
（参考送付先）
警察大学校生活安全教養部長
各管区警察局広域調整担当部長
各 方 面 本 部 長

警察庁丁保発第69号
平成31年4月1日
警察庁生活安全局保安課長

射撃指導員に対する指導・監督について（通達）

銃砲刀剣類所持等取締法第9条の3第1項の規定による射撃指導員については、射撃指導を通じて猟銃等の事故防止を図るという重要な役割が期待されており、他方で、指定射撃場等において射撃指導を行うために指導を受ける者の銃を所持することができるほか、猟銃等講習会及び技能講習の受講が免除されるなど特別の取扱いが認められているものである。

射撃指導員の指定に当たっては、各都道府県公安委員会において、相当な知識を有し、かつ、射撃について相当に習熟している者であることを確認した上で指定を行っているところ、これらの知識・技能を維持するためには日頃の研さんが不可欠であり、指定後の研さんが不十分な場合には、時間の経過とともに、その適格性が失われることが懸念されるところである。

このため、各都道府県公安委員会にあっては、それぞれの実情に応じて、以下の施策を執ることとされたい。

記

1 射撃指導員の指導・監督のための施策

- (1) 一定期間ごとに射撃指導や各種講習会での講義など射撃指導員としての実績を報告させるなどにより、射撃指導員が知識・技能を維持していることを確認すること。
- (2) 射撃指導員としての実績が低調であり、知識・技能が指定の基準に適合しないおそれが認められる者については、必要に応じ、考査に準じた試験や射撃技能の確認を行うなどにより、射撃指導員としての適格性の有無を確認すること。
- (3) 射撃指導員が所属する射撃関係団体に対し、射撃指導員として必要な最新の知識の習得と社会的責任の再確認を目的とした研修会等の開催を働き掛けること。

2 留意事項

上記の施策を行った結果、銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第42条第1項各号に掲げられた基準に照らし、射撃指導員としての適格性が明らかに欠けていると認められる者に対しては、射撃指導員指定書の自主的な返納を求めたり、指定の解除の手続を執ることにより、適格性を失った者が射撃指導員の指定を受け続けることのないよう留意すること。